

水と緑の南摩の里整備事業

要求水準書

令和4年12月22日

栃木県

《目 次》

第 1.	総則	1
1	要求水準書の位置付け.....	1
2	事業目的.....	1
3	本施設の背景と管理運営.....	1
4	本事業の対象施設.....	2
5	対象施設の位置付け.....	3
6	本事業の業務内容.....	3
7	業務期間.....	4
8	遵守すべき法令及び許認可等.....	4
9	業務要求水準の変更.....	7
第 2.	設計、建設業務に係る要求水準	8
I	基本事項.....	8
1	整備の基本コンセプト.....	8
2	整備の基本的な考え方.....	8
II	施設整備に関する要求水準.....	10
1	施設全体に関する条件（共通事項）.....	10
2	アクティビティゾーンの要求水準.....	12
3	森林体験ゾーンの要求水準.....	25
III	設計業務の要求水準.....	28
1	基本事項（共通事項）.....	28
2	各業務の水準.....	29
IV	建設業務の要求水準.....	33
1	基本事項.....	33
2	建設業務の要求水準.....	33
V	工事監理業務の要求水準.....	36
VI	配置予定技術者.....	37

<添付資料>

資料名		提供方法
添付資料 1	対象区域範囲図	A
添付資料 2	対象施設の設計に係る準拠図書及び既往委託成果一覧（過年度報告書等）	B
添付資料 3	設計対象施設の概要	A
添付資料 4	設計対象区域及び施設 計画平面図	A
添付資料 5	設計対象施設（吊橋・ジップライン等）参考三面図及び構造計算書	B
添付資料 6	南摩ダム建設事業 隣接施設の設計に係る準拠図書及び既往委託成果	B
添付資料 7	設計対象区域 近隣ボーリングデータ	B
添付資料 8	備品一覧（県調達分）	B
添付資料 9	対象施設設計・施工スケジュール R5 年 1 月版	B

○提供方法の区分

A	県ホームページにおいて公表
B	現地説明会参加・資料受取申込書を提出した応募者のみに配布 配布方法：窓口での閲覧又は配布（CD 等）、メール・郵送での送付等

※提供する添付資料（報告書等成果）については、本事業への提案書作成のみに利用すること。

また、応募者の責任で利用すること。（提供した成果に瑕疵があった場合においても当該設計企業へ責任を追及しないこと。）

第1. 総則

1 要求水準書の位置付け

本「水と緑の南摩の里整備事業要求水準書」（以下「本書」という。）は、水と緑の南摩の里整備事業（以下、「本事業」という。）への提案を検討する民間事業者を対象に公表するものであり、「募集要項」と一体のものとして位置付けるものである。栃木県（以下、「県」という。）が本事業を実施する事業者（以下、「選定事業者」という。）に対し要求するサービス水準を示し、本事業の提案に具体的な指針を示すものである。

2 事業目的

栃木県（以下「県」という。）では、平成16年度に策定した「南摩ダム水源地域整備計画」において、ダム周辺地域の生産機能又は生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に、ダム湖の周辺地域にアクティビティ施設等を整備し、地域住民のレクリエーションの場とするとともに、観光資源としての魅力を高め、水源地域の活性化を図ることとしている。

本事業は、地域住民のレクリエーションの場とするとともに、観光資源としての魅力を高め、水源地域の活性化を図るため、本施設を整備する。

3 本施設の背景と管理運営

本事業で整備する施設（以下「本施設」という。）に民間事業者のノウハウを活用するに当たり、県は、令和4年3月15日に「(仮称)水と緑の南摩の里アクティビティゾーン指定管理予定者公募要領」を公表し、令和4年6月24日に本事業の管理運営を行う運営事業者（以下、「指定管理予定者」という。）を選定した。なお、指定管理予定者は、令和6年度開催の県議会の議決を得て、本施設の指定管理者に指定することを予定している。

本施設の整備は、指定管理予定者が県と合意した運営内容及び施設規模に基づき行うものである。

4 本事業の対象施設

本事業の対象とする本施設の施設概要及び規模等を以下に示す。

1. アクティビティゾーン			
施設名	施設概要	規模	
ダム管理棟敷地	●ビジターセンター	アクティビティエリアの受付機能を持った施設。受付の他にトイレ、ロッカー、休息、軽飲食機能も設定する(ダム管理棟との敷地境界からの給排水施設整備も含む)	建築面積 約 180m ²
	外構・駐車場	ビジターセンターに付随する展望広場、軽飲食・休憩スペース、駐車スペース。	約 1,200m ² (敷地スペース)
	●吊り橋アクティビティ施設	ダム管理棟(左岸)から上流側の尾根(左岸)へと渡る絶叫系の吊り橋。	全長 170m
	●ジップライン①	上流側の尾根からダム管理棟へと渡る、吊り橋と並走するジップライン。(着地点にはブレーキ機能付き)	全長 150m
	●園路・管理用道路	ジップライン①・③のゴール地点からビジターセンターへと移動する園路、及び施設管理用通路。(一部、管理車両通行可能な道路とする)	約 70m
	法面保護工	管理用道路敷設時に必要な法面保護を実施する。	約 430m ²
ダム管理棟上流尾根	●アスレチック施設	ダム管理棟の上流側の尾根(左岸)の2つの平場間を空中移動しながら楽しめるアスレチック施設。人工柱を設置する。	約 1,500m ² (敷地スペース)
	●ジップライン②	上流側の尾根から対岸(右岸)側の尾根へとダム湖の水面上を渡る大規模なジップライン。(着地点にはブレーキ機能付き。)	全長 370m
	ジップラインタワー	ジップライン②に必要な高低差を確保するためにスタート地点にタワーを設置する。	高さ約 18m
	●園路・管理用道路	吊り橋からジップライン②スタート地点へと移動する園路、及び施設管理用通路。(一部、管理車両通行可能な道路とする。)	約 100m
	法面保護工	管理用道路敷設時に必要な法面保護を実施する。	約 2,200m ²
対岸(右岸)尾根	●ジップライン③	対岸(右岸)側の尾根からダム管理棟(左岸)へとダム湖の水面上を渡る大規模なジップライン、2名同時に滑空できるダブルラインを想定している(着地点にはブレーキ機能付き。)	全長 440m
	ジップラインタワー	ジップライン③に必要な高低差を確保するためにスタート地点にタワーを設置する。	高さ約 24m
	●園路・管理用道路	ジップライン②からジップライン③スタート地点へと移動する園路、及び施設管理用通路。(管理車両が通行可能な道路とする。ダム湖周道路からダム施設までの進入路分岐箇所からジップライン施設までの区間を本事業の対象とする。)	約 140m
	法面保護工	管理用道路敷設時に必要な法面保護を実施する。	約 1,500m ²
	●広場	休憩、及び悪天候時の避難機能も兼ねた広場。	約 1,000 m ²

2. 森林体験ゾーン		
施設名	施設概要	規模
●森林体験園路	鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の裏山の森林内を散策できる園路。	約 580m
●管理用道路	鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設裏山の森林内を通過する管理用道路。(管理車両が通行可能な道路とする。)	約 410m
●段々畑広場(多目的エリア①)	鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の西側に隣接した畑地で、水源地域振興拠点施設と一体的に活用できる多目的広場。	約 3,700 m ² (敷地スペース)
●広場(多目的エリア②)	鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の南側に隣接した畑地で、水源地域振興拠点施設と一体的に活用できる多目的広場。	約 3,700 m ² (敷地スペース)
●自然観察エリア	鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の西側に隣接した湿地エリア。	約 2,600m ² (敷地スペース)
●森林体験エリア	鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の南側に隣接した既存地形を活かした畑地。	約 18,000 m ² (敷地スペース)
整地・伐開	段々畑広場・広場(多目的エリア)、及び自然観察エリアの低灌木・草本類の伐採及び整地を実施する。	約 8,000 m ²

5 対象施設の位置付け

県は、本施設を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条に定める公の施設として位置付ける。

6 本事業の業務内容

選定事業者は、以下の業務行う。

なお、各業務の詳細及び要求水準は「第 2 設計、建設業務に係る要求水準」に示す。

大分類	中分類	小分類	業務内容	備考	分担	
					県	選定事業者
設計、建設業務	設計業務	各種調査等	敷地測量、地盤調査に係る資料提供	既存資料の提供	●	
			敷地測量、地盤調査に係る調査	設計業務に必要となる各種事前調査		●
			その他調査	電波障害影響調査、周辺家屋等影響調査等		●
		設計業務	建築設計	建築施設整備に係る実施設計		●
			基盤施設（土木）設計	基盤施設整備に係る実施設計		●
			アクティビティ施設設計	アクティビティ施設整備に係る実施設計		●
	その他業務		その他関連する業務		●	
	建設業務	着工前業務	事前協議、申請及び検査実施等業務		●	
		建設期間中業務	本施設の整備に伴う一切の工事等		●	
		建設工事完成後	関係法令に基づく各種検査、竣工検査	●	●	
		什器備品の調達・設置業務	什器備品の調達、搬入及び設置		●	
	工事監理業務	工事監理業務	建築施設、基盤施設及びアクティビティ施設の工事監理		●	

7 業務期間

本事業のスケジュールを以下に示す。

項目	時期
設計施工一括契約の締結	令和 5 年 6 月
設計・建設期間	設計施工一括契約締結～令和 7 年 1 月末
本施設の引渡し	令和 7 年 1 月末
開業準備	令和 7 年 2 月～令和 7 年 3 月末
供用開始	令和 7 年 4 月

8 遵守すべき法令及び許認可等

選定事業者は、本事業の実施に当たり、以下に示す関係法令等（関係する法律、政令、省令、条例等及び適用基準等）を遵守する。

なお、以下に記載のない関係法令等についても適宜遵守し、参考にすること。

(1) 法令

- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）（平成 11 年法律第 117 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

- 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年法律第 104 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年法律第 100 号）
- 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）（平成 27 年法律第 53 号）
- 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
- 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- その他関連する法令等

(2) 条例等

- 栃木県開発許可事務の手引
- 栃木県建築基準条例（昭和 57 年条例第 2 号）
- 建築基準法施行細則（昭和 33 年規則第 29 号）
- 建築士法施行細則（昭和 25 年規則第 130 号）
- 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 11 年条例第 25 号）
- 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成 11 年規則第 55 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年規則第 34 号）
- 栃木県建設工事等執行規則（昭和 48 年規則第 62 号）
- 栃木県都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限に関する条例（平成 6 年条例第 2 号）
- 栃木県環境基本条例（平成 8 年条例第 2 号）
- 森林法施行規則（昭和 50 年規則第 1 号）
- 栃木県景観条例（平成 15 年条例第 6 号）
- 栃木県景観条例施行規則（平成 15 年規則第 29 号）
- 栃木県障害者差別解消推進条例（平成 28 年条例第 14 号）
- 栃木県障害者差別解消推進条例施行規則（平成 28 年規則第 33 号）
- 栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）
- 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 30 号）
- 栃木県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年規則第 1 号）

- 栃木県情報公開条例（平成 11 年条例第 32 号）
- 特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 56 号）
- 栃木県県産木材利用促進条例（平成 29 年条例第 34 号）
- その他関連する条例等

※条例等については、関係所管との協議によりその内容を確認すること。

(3) 適用基準等

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築工事安全施行技術指針・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築物修繕措置判定手法（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 照明環境規準・同解説（日本建築学会）
- 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン
（国土交通省通達平成 15 年 7 月 3 日）自然公園等工事積算基準（自然公園編）
- 土木工事共通仕様書（国土交通省関東地方整備局）
- 栃木県土木工事共通仕様書（栃木県県土整備部）
- 自然公園等工事積算基準（自然公園編）（環境省）
- 道路土工各指針（日本道路協会）
- 切土補強土工法設計・施工要領（NEXCO3 社）
- 地山補強土工法設計・施工マニュアル（地盤工学会）
- グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（地盤工学会）
- のり枠工の設計・施工指針（改定版第 3 版）（全国特定法面保護協会）
- 小規模吊橋指針・同解説（日本道路協会）
- その他官庁営繕部、建築学会等の技術基準

※上記基準等については、業務実施時の最新版によるものとする。

9 業務要求水準の変更

県は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。なお、変更する場合の手続き等については、設計施工一括契約書（案）に示す。

- 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき
- 地震、風水害その他の災害等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なときまたは業務内容が著しく変更されるとき
- 県の事由により業務内容の変更が生じたとき
- その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

第2. 設計、建設業務に係る要求水準

I 基本事項

1 整備の基本コンセプト

- 本施設は、事業の目的に掲げる地域住民のレクリエーションの場、観光資源としての魅力を高め、水源地域の活性化を図るため、森林と湖のアクティビティ空間の整備、美しい自然景観の享受、エリア全体の連携による運営に資する整備を行う。
- 本施設におけるアクティビティゾーンは、公の施設として指定管理者制度を導入し、管理運営の実施を予定する。合理的かつ良質な施設整備となるよう、指定管理者として選定を予定する指定管理予定者の運営思想を十分に反映した施設整備を行う。
- 本施設における森林体験ゾーンは、管理運営の実施を予定する鹿沼市の運営思想を十分に反映した施設整備を行う。

2 整備の基本的な考え方

(1) 景観

- 本事業で建設する施設は、ダム湖周辺の雄大な自然景観と調和した外観・色彩となるよう配慮する。
- ダム関連施設と隣接する施設については、ダム関連施設の外観・色彩と調和した設計・整備を行う。
- ダム湖周辺の自然地形の改変は極力行わず、必要最低限に留める設計・整備を行う。

(2) 環境配慮・ライフサイクルコストの縮減

- 設計・建設コストだけでなく、維持管理・運営コストの縮減にも配慮した設計・整備を行う。
- ダム湖周辺の自然地形の改変は極力行わず、自然環境に配慮した設計・整備を行う。
- 省エネルギー・省資源に積極的に取り組み、自然採光・自然通風を有効に活用する。
- エネルギー使用量を削減するため、LED照明の採用など、環境負荷低減、維持管理コストの削減に配慮する。
- 耐久性に優れ、自然環境に悪影響を与えない建築部材を使用する。

(3) 防災

- 本事業で建設する施設は、十分な耐震性を確保し、利用者が安全に利用できる施設とする。
- 燃えにくく有毒ガスを発生しない建築部材を使用するとともに、各施設の用途に適した防災・防火対策を施す。
- 非構造部材や備品等についても、適切な安全対策を講じる。
- 風水雪害、落雷、断水、停電及び大火等の災害による影響を最小限に留める設計・整備を行う。
- 土砂災害防止法や建築基準条例に留意する。
- 多世代が利用する施設であることに配慮し、災害発生時に利用者の安全を確保できる避難

動線の設計・整備を行う。

- 緊急車両や管理車両が通行可能な動線も確保する。
- 本施設利用者等のけが・急病人搬送動線にも配慮する。

(4) 防犯

- 本施設全体において、防犯性に配慮した設計とする。
- ロッカー等、利用者の貴重品等の盗難防止対策を十分に行う。
- 防犯カメラを設置する場合は、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成 26 年 3 月栃木県策定）」を遵守する。

(5) ユニバーサルデザインへの配慮

- 多世代が利用する施設であることに配慮し、利用者全員が安全、快適かつ円滑に利用できる空間を設計・整備する。
- ビジターセンター周辺施設の設計では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年栃木県条例第 56 号）」を遵守する。
- 本施設全体において、視認性に優れたサインを適切に配置し、安全、快適かつ円滑に利用できる空間を設計・整備する。
- サイン設置箇所の詳細に関しては、県との協議により決定する。

(6) ダム事業との調整・連携

- 本施設の設計・整備時には、同時に工事が進むダム事業との調整・連携を図り、相互の整備が円滑に進む施工計画を立案する。
- 本施設完成後、ダム管理行為に影響を与えない運営・利用が可能となる施設整備を行う。
- ダム事業で整備する施設との連携を図り、設計・建設・維持管理・運営コストの縮減に配慮した整備を行う。

II 施設整備に関する要求水準

1 施設全体に関する条件（共通事項）

(1) 既往検討成果の取扱い等

- 下記の基本計画図書及び検討条件等を参考に設計・建設を行う。

※以下、下表の添付資料を「基本計画図書及び検討条件等」という。

資料名	
添付資料 1	対象区域範囲図
添付資料 2	対象施設の設計に係る準拠図書及び既往委託成果一覧（過年度報告書等）
添付資料 3	設計対象施設の概要
添付資料 4	設計対象区域及び施設 計画平面図
添付資料 5	設計対象施設（吊橋・ジップライン等）参考三面図及び構造計算書
添付資料 6	南摩ダム建設事業 隣接施設の設計に係る準拠図書及び既往委託成果
添付資料 7	設計対象区域 近隣ポーリングデータ
添付資料 8	備品一覧（県調達分）
添付資料 9	対象施設設計・施工スケジュール R5 年 1 月版

(2) 施設位置・形状・規模

- 本事業の施設の建設位置・規模については、上記の「基本計画図書及び検討条件等」の内容（添付資料 1～4）から原則変更しないものとする。ただし、県が認める場合はその限りではない。
- 整備面積は、「基本計画図書及び検討条件等」の計画面積を確保する。詳細は、県との協議により決定する。
- 各施設の形状（意匠）については、基本計画図書及び検討条件等を参考に、事業コンセプトに応じて自由に提案して構わない。ただし、本要求水準書に規定する機能を満たした施設とする。
- 本事業の施設全体の円滑な運営・利用を促進するため、維持管理・運営を考慮した一体性のある施設配置とする。
- 本施設完成後、ダム施設の維持管理業務に影響を与えない運営・利用が可能となる施設配置とする。
- 本施設の利用者の利便性に配慮し、ダム事業者が設置する駐車場との連携を協議中である。
- 電気設備は、ダム管理棟敷地・ダム管理棟上流尾根のみに整備し、対岸尾根には整備しない。
- 水道設備は、ダム管理棟敷地のみに整備する。
- 想定される交通手段に応じた駐車場スペース等を利用者の利便性に配慮して、整備する。
- 上流側の尾根と、対岸側の尾根は管理用車両のみの通行可とし、利用者の車両の通過及び

駐車は想定していない。

(3) 動線

- 本事業の施設全体の動線計画は、添付資料4「設計対象区域及び施設 計画平面図」の内容から原則変更しないものとする。ただし、県が認める場合はその限りではない。
- 各施設間の園路については、基本計画図書及び検討条件等を参考に、最適な利用者動線を自由に提案して構わない。ただし、本要求水準書に規定する機能を満たした施設とする。
- 本事業の施設全体の円滑な運営・利用を促進するため、維持管理・運営を考慮した一体性のある動線配置とする。
- 本施設完成後、ダム施設の維持管理業務に影響を与えない運営・利用が可能となる動線配置とする。
- ダム施設の管理に影響を与えない（ダム事業者の管理作業を妨げない）利用者動線計画とすること。
- 利用者の安全に配慮し、近接する県道へ飛び出さない動線計画とする。

(4) 照明

- ダム管理棟周辺を除く、その他施設周辺は、夜間利用を想定していないため、照明を設置しない。ただし、維持管理作業に必要な照明設備に関しては、県との協議により決定する。
- 電力供給を必要としないソーラー照明等は、全施設に設置しても構わない。
- ダム管理棟周辺は、ダム事業で設置する照明設備を考慮した照明配置とする。
- 照明設置箇所では、歩行者の安全性に配慮するほか、夜間の通行に支障をきたさぬよう適切な照度を確保する。
- 照明の色温度は周辺環境や景観に調和するよう配慮する。
- 照明は主要な動線範囲に設置し、歩行者の歩きやすさに配慮する。
- 照明は自動点滅及びタイマー点滅が可能な方式とする。

(5) 植栽

- 本事業の施設全体の主要な動線上に適宜植栽を配置する。
- 樹種等の選定に当たっては、周辺環境との調和や一体性に配慮する。
- 樹種等について、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすいものを選定する。

(6) 付属物

- 本施設の利用者の移動動線を踏まえ、適切な配置計画とする。
- ビジターセンターを除くその他施設は、営業時間外には閉鎖できるように柵、門扉を設置する。
- 形状・材質・塗装色は、周辺環境や景観に調和するよう配慮する。
- ビジターセンターやその他土木施設の意匠との連携を図る。
- 材質については、耐久性、及びメンテナンス性に配慮する。

2 アクティビティゾーンの要求水準

(1) アクティビティゾーンの対象施設（再掲）

施設名		施設概要	規模
ダム管理棟敷地	●ビジターセンター	アクティビティエリアの受付機能を持った施設。受付の他にトイレ、ロッカー、休息、軽飲食機能も設定する(ダム管理棟との敷地境界からの給排水施設整備も含む)	建築面積 約 180m ²
	外構・駐車場	ビジターセンターに付随する展望広場、軽飲食・休憩スペース、駐車スペース。	約 1,200m ² (敷地スペース)
	●吊り橋アクティビティ施設	ダム管理棟(左岸)から上流側の尾根(左岸)へと渡る絶叫系の吊り橋。	全長 170m
	●ジップライン①	上流側の尾根からダム管理棟へと渡る、吊り橋と並走するジップライン。(着地点にはブレーキ機能付き)	全長 150m
	●園路・管理用道路	ジップライン①・③のゴール地点からビジターセンターへと移動する園路、及び施設管理用通路。(一部、管理車両通行可能な道路とする)	約 70m
	法面保護工	管理用道路敷設時に必要な法面保護を実施する。	約 430m ²
ダム管理棟上流尾根	●アスレチック施設	ダム管理棟の上流側の尾根(左岸)の2つの平場間を空中移動しながら楽しめるアスレチック施設。人工柱を設置する。	約 1,500m ² (敷地スペース)
	●ジップライン②	上流側の尾根から対岸(右岸)側の尾根へとダム湖の水面上を渡る大規模なジップライン。(着地点にはブレーキ機能付き。)	全長 370m
	ジップラインタワー	ジップライン②に必要な高低差を確保するためにスタート地点にタワーを設置する。	高さ約 18m
	●園路・管理用道路	吊り橋からジップライン②スタート地点へと移動する園路、及び施設管理用通路。(一部、管理車両通行可能な道路とする。)	約 100m
	法面保護工	管理用道路敷設時に必要な法面保護を実施する。	約 2,200m ²
対岸(右岸)尾根	●ジップライン③	対岸(右岸)側の尾根からダム管理棟(左岸)へとダム湖の水面上を渡る大規模なジップライン、2名同時に滑空できるダブルラインを想定している(着地点にはブレーキ機能付き。)	全長 440m
	ジップラインタワー	ジップライン③に必要な高低差を確保するためにスタート地点にタワーを設置する。	高さ約 24m
	●園路・管理用道路	ジップライン②からジップライン③スタート地点へと移動する園路、及び施設管理用通路。(管理車両が通行可能な道路とする。ダム湖周道路からダム施設までの進入路の分岐箇所からジップライン施設までの区間を本事業の対象とする。)	約 140m
	法面保護工	管理用道路敷設時に必要な法面保護を実施する。	約 1,500m ²
	●広場	休憩、及び悪天候時の避難機能も兼ねた広場。	約 1000 m ²

(2) 個別の要求水準書

ア ビジターセンターの要求水準

(7) 全体方針

- 建物の整備範囲や配置については、添付資料4「設計対象区域及び施設 計画平面図」の「ビジターセンター平面図」等を参考とし、詳細は県との協議により決定する。
- 整備の基本コンセプト及び諸室の整備水準が満足される仕様とする。
- 本施設（アクティビティゾーン）の受付機能を持った施設を整備する。
- 配置設計にあたっては、各諸室が機能的かつ効率的に配置されるよう配慮する。
- 防犯性や安全性に配慮するとともに、管理運営に支障のないような諸室配置及び空間構成の工夫を行う。
- 受付機能（受付カウンター、事務スペース）の他にホール兼レクチャースペース、カフェ兼待合スペース、カフェカウンター、用具庫、バックヤード、トイレ（多目的トイレ含む）、ロッカー（貴重品等の小物用）、更衣室機能を設置する。施設内レイアウトの詳細に関しては、県との協議により決定する。
- 隣接用地まで到達している給水設備から分派する引き込み設備を整備する。
- 外観仕上げは、耐久性、メンテナンス性、ダム湖周辺の自然景観と調和したデザインとする。また、隣接するダム管理棟の外観との調和にも配慮する。
- 外壁、屋根等に用いる建築資材は、断熱性能、耐久、耐候、耐衝撃性に優れ、長期的に機能及び美観が保たれるものを採用する。
- 内部仕上げは、更新性、メンテナンス性に考慮した維持管理しやすい設計とする。
- 使用する建築資材等は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に配慮したものとする。
- 壁、柱等の凸部は適宜面取りとし、利用者のけが防止に配慮する。また、子どもや高齢者等の利用が想定される箇所については、アール加工とするなど、特に留意する。
- 利用者が使用する場所に用いるガラスには、原則、飛散防止措置を講ずる。
- 室内の採光及び換気機能を有する窓部には、必要に応じてカーテンやシェード等の日除け機能を設ける。
- 必要なサイン（施設名板、利用案内、室名板、コース案内、禁止事項等）を設置し、利用者に分かりやすいようにする。
- 各諸室における揮発性有機化合物の室内濃度は、「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置（H24年4月5日 国営整第4号）」に基づき、適切なものとする。室内環境の測定及び対策は、完工検査前に測定を行い、対策が必要な場合には開館までに実施し、指針値以下であることを確認する。
- 本施設内は全面禁煙とする。
- その他利用者の利便性の向上に努める。

(イ) 建築構造

①耐震安全性

- 構造方式の選択に当たっては、建築基準法や敷地周辺の自然状況を十分考慮し、建物の規模や用途に適したものとする。
- 構造設計に当たっては、建築基準法による他、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、下表の耐震安全性を確保する。

構造体：Ⅱ類

建築非構造部材：B類

建築設備：乙類

- 耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、その他の荷重に対して、構造耐力上十分に安全な設計とする。
- 栃木県県産木材利用促進条例（平成 29 年栃木県条例第 34 号）、とちぎ木材利用促進方針（平成 23 年 12 月栃木県策定）などにより、県は公共施設における木材の利用を促進し、森林資源の循環利用や地球温暖化の防止に資するとともに、林業・木材産業の成長産業化を目指していることから、本施設では、県産木材を使用した木造木質化を優先的に検討する。

②安全の確認

- 建築基準法施行令第 138 条の工作物のほか、非構造部材及び手すり、建具、山留め、乗り入れ構台、「懸垂物安全指針」（(旧)建設省住指発第 157 号・平成元年 5 月 16 日）に該当する装置、装飾等についても計算により安全性を確認する。

(ウ) 建築設備

①一般事項

- 更新性、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすい設計とする。
- 建物内の温度、湿度及び照度をコントロールできるようにする。
- 安全性、耐久性を損なうおそれがある機器は、原則として屋内設置とする。
- 設備配管の凍結防止を考慮する。
- 風水雪害、落雷、断水、停電及び大火等の災害による影響を最小限に留める整備を行う。
- 省エネ性能の高い製品を採用するなど、環境配慮型の設備や機器等の利用に配慮する。
- 雨水管路を建物基礎の下部に設置しない。

②電気設備

- 高効率型器具、省エネルギー型器具（LED照明等）の採用を原則とする。
- 配置器具は、容易に保守管理できるよう配慮する。

- 諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行う。
- 諸室の照度は、J I S照度基準を原則とし、用途と適性を考慮して設定する。
- 近接する付替県道から、施設への電力、電話回線等の通信線路設備の引込み線を設置する。
- 構内情報通信網設備を設置する。LAN環境については、選定事業者の提案による。
- 多目的トイレ等に押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と警報音等により事務室に知らせる非常警報設備を設置する。

③空調換気排煙設備

1) 空調・換気設備

- 各室の用途に応じ、室内環境を考慮した空調システムを採用する。方式は、選定事業者の提案による。
- シックハウスに配慮し、換気設備を設け、空気環境の測定基準に則した除塵対策を行う。
- 諸室の用途、換気の目的等に応じて適切な換気方式を選定する。

④給排水衛生設備

1) 給水設備

- 隣接用地まで到達している給水設備から分派する引き込み設備を整備する。詳細に関しては、ダム事業者、県との協議により決定する。
- 本施設の敷地内に受水槽を設置する。
- 設備配管の凍結防止を考慮する。

2) 排水設備

- 原則としてダム湖に排水を流さない方式を採用する。詳細に関しては、ダム事業者、県との協議により決定する。
- ダム管理棟の排水設備は蒸発散方式を採用している。同様の方式での処理とする。
- 汚水、雑排水は、合併式浄化槽処理方式とし、蒸発散処理をする。
- 設備配管の凍結防止を考慮する。

3) 衛生器具設備

- 清掃等維持管理を考慮して選定する。
- 小便器は、自動洗浄とする。
- 手洗いは、自動水洗とする。
- 多目的トイレを適切に配置する。

4) 給湯設備

- カフェスペースには、電気温水器を設置する。

(I) 外構・駐車場

①一般事項

- 更新性、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすい整備とする。
- 安全性、耐久性を損なうおそれがある機器は、原則として屋内設置とする。
- 設備配管の凍結防止を考慮する。
- 風水雪害、落雷、断水、停電及び大火等の災害による影響を最小限に留める整備を行う。
- ダム来訪者の円滑な施設利用が可能となるサイン（施設名板、駐車場案内）を設置する。詳細に関しては、ダム事業者、県と協議により決定する。
- 本施設の出入口付近には、閉所日のための郵便受けを設置する。

②舗装

- 施設利用者の移動動線を踏まえ、適切な配置計画とする。
- 舗装材・舗装色は、周辺環境や景観に調和するよう配慮する。
- 材質については、メンテナンス性に配慮する。

③照明

- ダム管理棟周辺は、ダム事業で設置する照明設備を考慮した照明配置とする。

④植栽

- 本事業の施設全体の主要な動線上に適宜植栽を配置する。
- 樹種等の選定に当たっては、周辺環境との調和や一体性に配慮する。
- 樹種等について、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすいものを選定する。

⑤手すり・柵・門扉

- 本施設の利用者の移動動線を踏まえ、適切な配置とする。
- 本施設敷地とダム管理棟敷地の境界部は、営業時間中には一体的な利用が可能となり、夜間は境界が分かるように埋込式の車止め等を設置する。
- ジップライン、吊橋の入口には、営業時間外に来訪者が誤って立ち入らないように門扉等を設置し安全対策を施す。
- 蒸発散処理する場所には、立ち入らないように柵を設置する等の安全対策を施す。
- 形状・材質・塗装色は、周辺環境や景観に調和するよう配慮する。
- ビジターセンターやその他土木施設の意匠との連携を図る。
- 材質については、耐久性、及びメンテナンス性に配慮する。

⑥雨水排水計画

- 建物周囲及び建設予定地内の雨水は、鹿沼市開発許可等審査基準（平成 22 年鹿沼市告示第 36 号）に基づき、流出抑制を実施する。
- 本施設敷地内の雨水排水は、集水しダム湖へと排水する。ダム管理敷地の雨水排水とは別

系統とし、流末処理も分ける。詳細に関しては、ダム事業者、県との協議により決定する。

⑦ 駐車スペース

- ダム事業者が設置する駐車場との連携を協議中である。詳細に関しては、ダム事業者、県との協議により決定する。
- 職員用として、平面駐車で普通車3台分の駐車スペースを確保する。
- 本施設とダム管理棟とでは、開所日及び運営時間が異なるため、それぞれ独自の出入口を設置する。
- 前面の県道との接道部は、ダム管理棟の出入口との共用の出入口として一体的な利用を図る。
- 本施設の出入口には、地中に収納できる上下式の車両侵入防止柵（チェーン等可）を設置する。
- 出入口は、閉所日等に合わせて本施設及びダム管理棟が各々施錠できるようにする。ただし、閉鎖時においても消防、警察等の緊急車両が円滑に進入できるよう配慮する。

(オ) 備品計画

- 本事業において配置する備品については、添付資料8「備品一覧（県調達分）」を踏まえてヘルメット、ハーネス等を準備する。

イ 吊橋アクティビティ施設の要求水準

(ア) 吊橋①（170m）の構造と設備

① 全体方針

- 「基本設計図書及び設計条件等」を参考に、ダム管理棟と上流側の尾根を行き来できる絶叫系の吊橋アクティビティ施設の設計・建設を行う。具体的な構造デザインについては、創意工夫の下、提案し、詳細は県との協議により決定する。
- スタート・ゴール地点の建設位置・規模については、添付資料5「対象施設施設（吊橋・ジップライン等）参考三面図及び構造計算書」から原則変更しないものとする。ただし、県が認める場合はその限りではない。
- 吊橋は、両岸（ダム管理棟敷地及び上流側の尾根）を行き来できるように、セーフティワイヤーを複数本設置する。
- 両端部に必要となる施設（吊橋塔柱・橋台基礎、アンカー等）は、河川区域外に配置する。ただし、ダム施設の隣接構造物に影響を与えないものであれば、河川区域内への配置は可能である。
※なお、河川区域外に設置する構造物の安定性を保つために必要な対策工等、必要最低限の配置とするよう留意する。
- 更新性、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすい整備とする。
- 風水雪害、落雷、断水、停電及び大火等の災害による影響を最小限に留める整備を行う。
- 構造方式の選択に当たっては、小規模吊橋指針・同解説や敷地周辺の自然状況を十分考慮

し、施設の規模や用途に適したものとする。

- 耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、その他の荷重に対して、構造耐力上十分に安全な設計とする。
- 施設利用者の円滑な利用が可能となるサイン（利用案内、コース案内、禁止事項等）を設置する。詳細に関しては、県との協議により決定する。

②照明

- 吊橋施設周辺は、夜間利用を想定していないため、照明を設置しない。ただし、維持管理作業に必要な照明設備に関しては、県との協議により決定する。
- 電力供給を必要としないソーラー照明等は、全施設に設置しても構わない。

③手すり・柵・門扉

- 本施設の利用者の移動動線を踏まえ、適切な配置とする。
- 吊橋施設周囲には、営業時間外に来訪者が誤って立ち入らないように門扉等の安全対策を施す。
- 吊橋の出入口は、転落防止のため、営業時間内外問わず、転落防止の措置を講ずる。
- 形状・材質・塗装色は、周辺環境や景観に調和するよう配慮する。
- 材質については、耐久性、及びメンテナンス性に配慮する。

ウ ジップライン施設の要求水準

(7) 共通事項

①全体方針

- 「基本計画図書及び設計条件等」を参考に、ダム管理棟敷地、上流側の尾根、対岸の尾根を移動できるジップライン施設の設計・建設を行う。具体的な構造デザインについては、創意工夫の下、提案し、詳細は県との協議により決定する。
- スタート・ゴール地点の建設位置・規模については、添付資料 6「対象施設施設（吊橋・ジップライン等）参考三面図及び構造計算書」から原則変更しないものとする。ただし、県が認める場合はその限りではない。
- 必要に応じて、スタート地点にタワーを整備し、ジップラインタワーの滑走に必要な高低差を確保する。
- ゴール着地点には、ケーブルにブレーキ機能を搭載し、利用者が安全に着地可能な形式とする。
- 両端部に必要となる施設（ジップライン塔柱・橋台基礎、タワー基礎等）は、河川区域外に配置する。ただし、ダム施設の隣接構造物に影響を与えないものであれば、河川区域内への配置は可能である。

※なお、河川区域外に設置する構造物の安定性を保つために必要な対策工等、必要最低限の配置とするよう留意する。

- 更新性、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすい整備とする。

- 風水雪害、落雷、断水、停電及び大火等の災害による影響を最小限に留める整備を行う。
- 構造方式の選択に当たっては、小規模吊橋指針・同解説や敷地周辺の自然状況を十分考慮し、建物の規模や用途に適したものとする。
- 耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、その他の荷重に対して、構造耐力上十分に安全な設計とする。
- ダム管理施設とジップラインケーブルが上空で錯綜する場合は、ダム管理行為に干渉しない離隔（高さ）を確保する。
- ジップラインタワー及びジップラインケーブルの航空機の航行に対する安全対策の詳細に関しては、必要に応じダム事業者、県との協議により決定する。
- 施設利用者の円滑な利用が可能となるサイン（利用案内、コース案内、禁止事項等）を設置する。詳細に関しては、県との協議により決定する。

②照明

- ジップライン施設周辺は、夜間利用を想定していないため、照明を設置しない。ただし、維持管理作業に必要な照明設備に関しては、県との協議により決定する。
- 電力供給を必要としないソーラー照明等は、全施設に設置しても構わない。

③手すり・柵・門扉

- 本施設の利用者の移動動線を踏まえ、適切な配置とする。特にタワー等高低差が大きな箇所では、転落防止対策を施す。
- ジップライン施設周囲には、営業時間外に来訪者が誤って立ち入らないように門扉等の安全対策を施す。
- ジップライン、ジップラインタワーの出入口は、転落防止のため、営業時間内外問わず、転落防止の措置を講ずる。
- 形状・材質・塗装色は、周辺環境や景観に調和するよう配慮する。
- 材質については、耐久性、及びメンテナンス性に配慮する。

(イ) ジップライン①150m の構造と設備

- 「基本計画図書及び設計条件等」を参考に、上流側の尾根からダム管理棟へと渡るジップラインを、吊り橋アクティビティ施設と並走する形式で整備する。

(ウ) ジップライン②370m+ジップラインタワーの構造と設備

- 「基本計画図書及び設計条件等」を参考に、上流側の尾根から対岸側の尾根へと渡るジップライン、及びジップラインのスタートタワーを整備し、ジップラインタワーの滑走に必要な高低差を確保する。
- ジップラインのスタートタワーは、隣接する「エ 上流尾根アスレチック施設」との一体的な利用が可能な施設として整備を行ってもよい。
- タワーには、手すりや落下防止柵を設置し、安全性に十分配慮する。

(I) ジップライン③440m+ジップラインタワーの構造と設備

- 基本設計図書及び設計条件等を参考に、上流側の尾根から対岸側の尾根へと渡るジップライン、及びジップラインのスタートタワーを整備し、ジップラインタワーの滑走に必要な高低差を確保する。
- 同時に2名の利用者が滑走できるようにケーブルを2本設置する。2名が空中で接触しないように十分な離隔を確保する。
- ジップラインのスタートタワーは、隣接する「(ウ) ジップライン②370m のゴール地点、及びキ 広場の (エ) 対岸 (右岸) 尾根」との一体的な利用が可能な施設として設計・整備を行ってもよい。
- タワーには、手すりや落下防止柵を設置し、安全性に十分配慮する。

エ アスレチック施設の要求水準

(7) 上流尾根アスレチック施設の構造と設備

①全体方針

- ダム管理棟の上流側の尾根 (左岸) の2つの平場間を空中移動しながら楽しめるアスレチック施設を設置し、利用者の年齢やレベルに応じて各々が楽しめる複数コースを設定する。
- 上流の尾根の間を通過する管理用道路との道路面との高さ方向の離隔 (建築限界) を4.5m以上確保する。
- 上流尾根の付け根側の平場の県道側スペース及び先端部にダム事業者が整備する管理施設との動線の錯綜を回避する施設配置とする。
- アスレチック施設は、隣接する「ウ ジップライン施設の (ウ) ジップライン②370m のスタートタワー」との一体的な利用が可能な施設として設計・整備を行ってもよい。
- 転落時や落下時の衝撃により負傷する危険性がある箇所については、手すりや柵、安全マット等の安全施設を設置する。
- 必要に応じて人工柱等を設置し、平場間を安全に空中移動可能な施設とする。
- 更新性、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすい設計とする。
- 風水雪害、落雷、断水、停電及び大火等の災害による影響を最小限に留める設計・整備を行う。
- 構造方式の選択に当たっては、建築基準法、小規模吊橋指針・同解説、敷地周辺の自然状況等を十分考慮し、建物の規模や用途に適したものとする。
- 耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、その他の荷重に対して、構造耐力上十分に安全な設計とする。
- 施設利用者の円滑な利用が可能となるサイン (利用案内、コース案内、禁止事項等) を設置する。詳細に関しては、県との協議により決定する。

②照明

- アスレチック施設周辺は、夜間利用を想定していないため、照明を設置しない。ただし、

- 維持管理作業に必要な照明設備に関しては、県との協議により決定する。
- 電力供給を必要としないソーラー照明等は、全施設に設置しても構わない。

③手すり・柵・門扉

- 本施設の利用者の移動動線を踏まえ、適切な配置とする。特に人工柱等高低差が大きな箇所では、転落防止対策を施す。
- アスレチック施設周囲には、営業時間外に来訪者が誤って立ち入らないように門扉等の安全対策を施す。
- ダム管理施設への利用者の立ち入りを防止する柵、門扉を設置する。
- 近接する県道への利用者の飛び出しを防止する柵、門扉を設置する。
- 形状・材質・塗装色は、周辺環境や景観に調和するよう配慮する。
- 材質については、耐久性、及びメンテナンス性に配慮する。

オ 園路・管理用道路の要求水準

(7) 共通事項

①全体方針

- 高齢者、障がい者、子ども、子育て世帯など、多世代が安全で快適に利用できるような園路の舗装材を採用する。雨天時の滑りにくさ等、安全確保にも留意する。
- 更新性、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすい整備とする。
- 施設利用者の移動動線や広場内の施設レイアウトを踏まえ、適切な園路・管理用道路配置とする。
- 舗装材・舗装色は、周辺環境や景観に調和するよう配慮する。
- 災害発生時の避難動線を確保した設計とし、利用者の安全を確保する。
- 本施設の維持管理を行うため、管理用道路の指定された区間については、管理車両が通行可能な幅員 3.5m を確保する。
- 水溜りなどができないよう、適切な排水処理を施す。
- 施設利用者の円滑な利用が可能となるサイン（利用案内、コース案内、禁止事項等）を設置する。詳細に関しては、県との協議により決定する。
- 本施設の利用者のアクティビティ施設範囲外への飛び出しを防止する柵、門扉を設置し、利用者の安全を確保する。
- 本施設への一般車の進入を防ぐために、管理用道路の入口には車止めを設置する。

②照明

- ビジターセンターを除く本施設は、夜間利用を想定していないため、照明を設置しない。ただし、維持管理作業に必要な照明設備に関しては、県との協議により決定する。
- 電力供給を必要としないソーラー照明等は、全施設に設置しても構わない。

③手すり・柵・門扉

- 本施設の利用者の移動動線を踏まえ、適切な配置とする。特に高低差が大きな箇所では、転落防止対策を施す。
- ダム管理施設への利用者の立ち入りを防止する柵、門扉を設置する。
- 近接する県道への利用者の飛び出しを防止する柵、門扉を設置する。
- 形状・材質・塗装色は、周辺環境や景観に調和するよう配慮する。
- 材質については、耐久性、及びメンテナンス性に配慮する。

(イ) ダム管理棟敷地

- ジップライン①・③のゴール地点からビジターセンターへと移動するための園路を整備する。
- ジップライン①・③の施設配置を加味し、利用しやすいような動線の園路を整備する。
- ジップライン①・③のゴール地点からビジターセンターへと移動するための園路は、管理車両が通行可能な幅員・勾配を確保する。

(ウ) 上流尾根

- 吊り橋アクティビティからジップライン②のスタート地点へと移動する園路を整備する。
- アスレチック施設、ジップライン②及びジップライントワー等の施設配置を考慮し、利用しやすいような動線を確保できるよう園路を設置する。
- 吊り橋アクティビティ、アスレチック施設の建設・管理運営に必要な管理用道路を設計・整備する。
- 近接する県道へと直接出入りできる配置とする。ダム管理施設との取り合いに関しては、ダム事業者、県との協議により決定する。

(イ) 対岸（右岸）尾根

- ジップライン②からジップライン③のスタート地点へと移動するための園路を整備する。
- ジップライン③及びジップライントワー等の施設配置を加味し、利用しやすいような動線を確保できるよう園路を設置する。
- ダム湖周道路からダム管理施設までの区間の進入路分岐箇所から、ジップライン施設までの区間を本事業で整備する。進入路との取り合いに関しては、ダム事業者、県との協議により決定する。

カ 法面保護工の要求水準

(ア) 共通事項

- 法面保護工の計画は、一般的な法面保護工の設計基準等に則り、選定事業者の責任において安定解析等、安全性の確認を行う。なお、法面保護工の計画は、既往の「令和4年度 水と緑の南摩の里整備事業 地質調査委託」の結果を参考とする。
- 一定の基準を超える斜面を造ることにより土砂災害警戒区域等の指定を受けることがな

いよう十分注意し、必要に応じ関係機関と協議を行う。

- 法面安定勾配・地盤定数は、周辺の地質状況・既存法面勾配を参考に適切に設定する。
- 斜面上のジップライン基礎は、重要な施設として計画安全率を設定し、ジップライン基礎反力の影響を適切に設定したうえで斜面安定解析を行う。
- 安全性、安定性、経済性、維持管理性を考慮した切土、盛土、対策工を行う。
- ダム湖面に浸かる範囲については、湛水による水位変動の影響を考慮した検討・対策を実施する。
- 対策工は河川区域外への配置が望ましいが、ダム施設の隣接構造物に影響を与えないものであれば、河川区域内への配置は可能である。
※ただし、河川区域外に設置する場合は、必要最低限の配置となるよう留意する。
- 対策工の経済性についてはライフサイクルコストを考慮し検討する。
- 雨水排水は、事業対象地の現況や排水計画に十分留意し、適切な流出抑制を行った上で放流する。
- 工事中に、希少種の生育が確認された場合には県に報告し、必要に応じて適切な場所に移動または移植する。
- 既存の樹木を伐採する場合は、位置、樹種、大きさ、本数等を県に報告する。なお一時的に工事ヤード確保のため樹木が支障となる場合は、県と協議の上、仮移植・復旧を行う等自然環境への影響を最小限に抑える。
- 擁壁、法面は、周辺環境や景観に配慮するとともに、可能な限り緑化する。

(イ) ダム管理棟敷地

- 表土や崖錐が雨などで浸食しないように適切な法面保護工を選定する。
- 切土法面が、建築物の崖条例で規定している斜面勾配 30° 以上の切土法面となる場合には、斜面安定解析を実施し、安定性を確保する。

(ウ) 上流尾根

- ジップライン利用者が立ち入る場所については、切土法面の小崩壊が生じないようにのり枠などの法面保護工を施す。

(イ) 対岸（右岸）尾根

- ジップライン利用者が立ち入る場所については、切土法面の小崩壊が生じないようにのり枠などの法面保護工を施す。

キ 広場の要求水準

(7) 共通事項

①全体方針

- 周囲が開けた展望機能を有する広場空間を確保し、日よけやベンチ等の軽飲食・休憩が可能なスペースを設置する等、利用者が快適に利用できるような設備を設ける。

- 施設利用者の移動動線や広場内の園路・管理用道路レイアウトを踏まえ、適切な施設配置とする。
- 安心・安全な利用確保のために、開放性や視認性を高くする。
- 施設利用者の円滑な利用が可能となるサイン（利用案内、コース案内、禁止事項等）を設置する。詳細に関しては、県との協議により決定する。

②照明

- ビジターセンターを除く本施設は、夜間利用を想定していないため、照明を設置しない。ただし、維持管理作業に必要な照明設備に関しては、県との協議により決定する。
- 電力供給を必要としないソーラー照明等は、全施設に設置しても構わない。

③手すり・柵・門扉

- 本施設の利用者の動線を踏まえ、適切な配置とする。特に高低差が大きな箇所では、転落防止対策を施す。
- ダム管理施設への利用者の立ち入りを防止する柵、門扉を設置する。
- 近接する県道への利用者の飛び出しを防止する柵、門扉を設置する。
- 形状・材質・塗装色は、周辺環境や景観に調和するよう配慮する。
- 材質については、耐久性、及びメンテナンス性に配慮する。

(イ) ダム管理棟敷地

- ビジターセンターに付随する展望広場、軽飲食・休憩スペース、駐車スペースを設置する。
- 展望広場からは、吊橋、ジップラインを利用する様子とダム湖への眺望を確保する。

(ウ) 上流尾根

- 吊橋、ジップライン、アスレチック施設に付随する休憩及び悪天候時の避難機能も兼ねた広場を整備する。

(イ) 対岸（右岸）尾根

- ジップラインに付随する休憩及び悪天候時の避難機能も兼ねた広場を整備する。

3 森林体験ゾーンの要求水準

(1) 森林体験ゾーンの対象施設（再掲）

施設名	施設概要	規模
●森林体験園路(歩行者専用)	鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の裏山の森林内を散策できる園路。	約 580m
●管理用道路	鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設裏山の森林内を通過する管理用道路。(管理車両が通行可能な道路とする。)	約 410m
●段々畑広場(多目的エリア①)	鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の西側に隣接した畑地で、水源地域振興拠点施設と一体的に活用できる多目的広場。	約 3,700 m ² (敷地スペース)
●広場(多目的エリア②)	鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の南側に隣接した畑地で、水源地域振興拠点施設と一体的に活用できる多目的広場。	約 3,700 m ² (敷地スペース)
●自然観察エリア	鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の西側に隣接した湿地エリア。	約 2,600m ² (敷地スペース)
●森林体験エリア	鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の南側に隣接した既存地形を活かした畑地。	約 18,000 m ² (敷地スペース)
伐開・整地	段々畑・広場(多目的エリア)、及び自然観察エリアの低灌木・草本類の伐採及び整地を実施する。	約 8,000 m ²

(2) 個別の整備水準

ア 森林体験園路の要求水準

- 「基本計画図書及び検討条件等」を参考に、鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の裏山の森林内を散策できる歩行者専用の園路を設置する。詳細は、県と鹿沼市と協議により決定する。
- 舗装は砂利舗装等とし、幅員 1.0m を確保する。
- 管理用道路の動線上で高低差のある箇所等には、安全対策として柵等を設置する。
- 管理用道路の動線上は、適宜、伐採、整地を行う。
- 水溜りなどができないよう、適切な排水処理を施す。
- 鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設におけるキャンプ場との接続部については、キャンプ場との一体的な利用も想定できる動線計画とする。詳細に関しては、県と鹿沼市と協議により決定する。
- 鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設における温浴施設への視界に配慮した動線計画とする。
- 施設来訪者の円滑な施設利用が可能となるサインを設置する。詳細に関しては、県と鹿沼市と協議により決定する。
- 森林体験ゾーン内は、夜間利用を想定していないため、照明を設置しない。ただし、維持管理作業に必要な照明設備に関しては、県、鹿沼市との協議により決定する。
- 電力供給を必要としないソーラー照明等は、全施設に設置しても構わない。

イ 管理用道路の要求水準

- 「基本計画図書及び検討条件等」を参考に、管理車両が通行可能な幅員を確保した施設管理用道路を鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設裏山の森林内に設置する。詳細は県と鹿沼市との協議により決定する。
- 舗装は砂利舗装とし、管理車両が通行可能な幅員 3.5m を確保する。
- 管理用道路の動線上で高低差のある箇所等には、安全対策として柵等を設置する。
- 管理用道路の動線上は、適宜、伐採、整地を行う。
- 水溜りなどができないよう、適切な排水処理を施す。
- 鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設におけるキャンプ場との接続部については、キャンプ場との一体的な利用も想定できる動線計画とする。詳細に関しては、県と鹿沼市と協議により決定する。
- 鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設における温浴施設への視界に配慮した動線計画とする。
- 施設来訪者の円滑な施設利用が可能となるサインを設置する。詳細に関しては、県と鹿沼市と協議により決定する。
- 森林体験ゾーン内は、夜間利用を想定していないため、照明を設置しない。ただし、維持管理作業に必要な照明設備に関しては、県、鹿沼市との協議により決定する。
- 電力供給を必要としないソーラー照明等は、全施設に設置しても構わない。

ウ 段々畑広場（多目的エリア①）の要求水準

- 鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の西側に隣接した畑地に、水源地域振興拠点施設と一体的に活用できる多目的広場を設置する。
- 既存の棚田地形を保存した広場形状とする。
- 広場内に手洗いや器具の洗浄等に使用できる井戸を整備する。詳細に関しては、県と鹿沼市と協議により決定する。
- 広場内は、現在鹿沼市が農業体験エリアとしての活用を検討している。必要に応じて、適宜、伐採、整地、土壌改良を行う。
- 広場内活用方法は現在鹿沼市が検討しているため、詳細に関しては、県と鹿沼市と協議により決定する。
- 利用方策に応じて、適宜、伐採、整地、土壌改良を行う。鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設における温浴施設への視界に配慮した伐採計画とする。
- 管理用道路の動線上で高低差のある箇所等には、安全対策として柵等を設置する。
- 水溜りなどができないよう、適切な排水処理を施す。
- 森林体験ゾーン内は、夜間利用を想定していないため、照明を設置しない。ただし、維持管理作業に必要な照明設備に関しては、県、鹿沼市との協議により決定する。
- 電力供給を必要としないソーラー照明等は、全施設に設置しても構わない。

エ 広場（多目的エリア②）の要求水準

- 鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の南側に隣接した畑地に、水源地域振興拠点施設と一体的に活用できる多目的広場を設置する。
- 広場内活用方法は現在鹿沼市が検討しているため、詳細に関しては、県と鹿沼市と協議により決定する。
- 利用方策に応じて、適宜、伐採、整地、土壌改良を行う。鹿沼市が鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設における温浴施設への視界に配慮した伐採計画とする。
- 管理用道路の動線上で高低差のある箇所等には、安全対策として柵等を設置する。
- 水溜りなどができないよう、適切な排水処理を施す。
- 森林体験ゾーン内は、夜間利用を想定していないため、照明を設置しない。ただし、維持管理作業に必要な照明設備に関しては、県との協議により決定する。
- 電力供給を必要としないソーラー照明等は、全施設に設置しても構わない。

オ 自然観察エリアの要求水準

- 鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の西側に隣接した湿地エリアに、自然観察が可能なエリアを設置する。
- 既存の湿地環境を活かし、自然観察ができる木道等を設置する。
- 利用方策に応じて、適宜、伐採を行う。
- 森林体験ゾーン内は、夜間利用を想定していないため、照明を設置しない。ただし、維持管理作業に必要な照明設備に関しては、県、鹿沼市との協議により決定する。
- 電力供給を必要としないソーラー照明等は、全施設に設置しても構わない。

カ 森林体験エリアの要求水準

- 鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設の南側に隣接した既存地形を活かした森林内に、森林体験が可能なエリアを設置する。
- 現況の自然環境を保全するエリアのため、森林体験園路と管理用道路を除き、整備は実施しない。

キ 伐開・整地の要求水準

- 段々畑広場（多目的エリア①）、広場（多目的エリア②）の低灌木・草本類の伐採及び整地を実施する。
- 既存の樹木の伐採に当たっては、位置、樹種、大きさ、本数等を県に報告する。
- 低灌木・草本類のうち、主要園路沿い等においては、安全性に考慮し、子どもの目線の目通しを遮らないよう、適切に伐採を行う。

III 設計業務の要求水準

1 基本事項（共通事項）

(1) 基本的な考え方

- 選定事業者は、本施設の設計業務を行う。
- 準拠すべき法令、基準、本要求水準を満たす設計とすること。
- 設計業務の詳細及び範囲等については、県及びその他関係機関と連携を図り、十分に打ち合わせ等を行い、業務を実施するよう努めること。
- 関係機関と十分協議した上で、適切な業務期間の設定を行うこと。
- 設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書（実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む）を県に提出し確認を得ること。

(2) 業務範囲

- 各施設に係る設計業務の内容を以下に示す。

	施設名	施設区分	備考
ダム管理棟敷地	●ビジターセンター	建築	
	●広場・駐車場	基盤	建築工事部分は、建築の区分とする（※以下同様）
	●吊り橋アクティビティ施設	アクティビティ	
	●ジップライン①	アクティビティ	
	●園路・管理用道路	基盤	
	法面保護工	基盤	
ダム管理棟上	●アスレチック施設	アクティビティ	
	●ジップライン②	アクティビティ	
	●ジップラインタワー	アクティビティ	
	●園路・管理用道路	基盤	
	●法面保護工	基盤	
対岸（右岸）	●ジップライン③	アクティビティ	
	●ジップラインタワー	アクティビティ	
	●園路・管理用道路	基盤	
	●法面保護工	基盤	
	●広場	基盤	
森林体験ゾーン	●森林体験園路（歩行者専用）	基盤	
	●管理用道路	基盤	
	●段々畑広場（多目的エリア①）	基盤	
	●広場（多目的エリア②）	基盤	
	●自然観察エリア	基盤	
	●森林体験エリア	基盤	
	●伐開・整地	基盤	

※ 施設区分は、「建築：建築施設設計の対象」、「基盤：基盤施設設計の対象」、「アクティビティ：アクティビティ施設の設計の対象」を示す。

2 各業務の水準

(1) 各種手続き・調査等

- 設計業務に必要となる、現況測量、地質調査等を適切に行うこと。
※必要に応じて実施する公表している地質データを補完する調査等を対象とする。
- 建築基準法に基づいた計画通知手続きを実施すること。

(2) 建築施設設計

ア 基本事項

- 選定事業者は、「1基本事項 (2) 業務範囲」で示した建築施設の実施設計を行う。また、以下の点に留意し、業務を行うこと。
- 関係各機関と十分打ち合わせを行うこと。
- 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）等の関係法令、基準等を遵守すること。
- 業務実施期間中、県に対して作業の報告（中間報告）を行い、業務終了後設計業務完了届のほか必要な資料を提出し、県に確認を受けること。

イ 実施設計図書

- 実施設計業務の成果は設計図書として、主に以下に示す設計図、その他資料をとりまとめること。
- 要求水準確認表は、実施設計業務において設計着手時からの経緯が分かるよう、要求水準の項目ごとに作成すること
- 設計図書の提出時の体裁、部数等は、別途県の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（CAD データについては、SFC 形式とすること。）

①建築設計図書

特記仕様書、図面リスト、配置図、面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、平面詳細図、断面詳細図、各部詳細図、展開図、伏せ図、建具図、便所詳細図、完成予想図（各施設（建築）の外観パース図）、その他必要と思われる図面等。

②構造設計図書

特記仕様書、図面リスト、各種構造図、構造計算書、その他必要と思われる図面等。

③電気設備設計図書

特記仕様書、図面リスト、受変電設備図、幹線系統図、弱電設備図、各種計算書、その他必要と思われる図面等。

④機械設備設計図書

特記仕様書、図面リスト、給排水衛生設備図、空調設備図、換気設備図、衛生機器リスト、空調機器リスト、各種計算書、その他必要と思われる図面等。

⑤施工計画書

仮設計画、工事事務所の設置位置、使用材料一式、工事資機材一式、施工体制一式、資材置き場、工事工程表、残土処理、その他必要と思われる図書等。

⑥その他

工事費内訳書、積算数量調書、打ち合わせ議事録、要求水準確認表、図面データ、製本図面（竣工図、施工図）。

(3) 基盤施設設計（道路工、法面保護工、広場工等）

ア 基本事項

- 選定事業者は、「1基本事項（2）業務範囲」で示した施設（土木）の実施設計（土木詳細設計）を行う。また、以下の点に留意し、業務を行うこと。
- 関係各機関と十分打ち合わせを行うこと。
- 栃木県土木工事共通仕様書及び栃木県業務委託共通仕様書等の関係法令、基準等を遵守すること。
- 業務実施期間中、市に対して作業の報告（中間報告）を行い、業務終了後設計業務完了届のほか必要な資料を提出し、県に確認を受けること。

イ 実施設計図書

- 実施設計業務の成果は設計図書として、主に以下に示す設計図、その他資料をとりまとめること。
- 要求水準確認表は、実施設計業務において設計着手時からの経緯が分かるよう、要求水準の項目ごとに作成すること。
- 設計図書の提出時の体裁、部数等は、別途県の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（CAD データについては、SFC 形式とすること。）

①土木施設設計図書

特記仕様書、図面リスト、実施設計平面図、割付平面図、造成平面図、造成断面図、給水平面図、排水平面図（雨水・汚水）、植栽平面図、電気設備平面図、管理施設平面図、各種施設の構造図・標準断面図・横断図、その他必要と思われる図面等。

②施工計画書

仮設計画、工事事務所の設置位置、使用材料一式、工事資機材一式、施工体制一式、資材置き場、工事工程表、残土処理、その他必要と思われる図書等。

③その他

工事費内訳書、積算数量調書、打ち合わせ議事録、要求水準確認表、図面データ、製本図面（竣工図、施工図）。

(4) アクティビティ施設設計

ア 基本事項

- 選定事業者は、「1 基本事項 (2) 業務範囲」で示したアクティビティ施設の実施設計を行う。また、以下の点に留意し、業務を行うこと。
- 関係各機関と十分打ち合わせを行うこと。
- 小規模吊橋指針・同解説（日本道路協会）、公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）等の関係法令、基準等を遵守すること。
- 業務実施期間中、県に対して作業の報告（中間報告）を行い、業務終了後設計業務完了届のほか必要な資料を提出し、県に確認を受けること。

イ 実施設計図書

- 実施設計業務の成果は設計図書として、主に以下に示す設計図、その他資料をとりまとめること。
- 要求水準確認表は、実施設計業務において設計着手時からの経緯が分かるよう、要求水準の項目ごとに作成すること。
- 設計図書の提出時の体裁、部数等は、別途県の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（CAD データについては、SFC 形式とすること。）

①アクティビティ施設設計図書

図面リスト、実施設計平面図、割付平面図、造成平面図、造成断面図、給水平面図、排水平面図（雨水）、電気設備平面図、各種施設の構造図・標準断面図・横断図、その他必要と思われる図面等。

②施工計画書

仮設計画、工事事務所の設置位置、使用材料一式、工事資機材一式、施工体制一式、資材置き場、工事工程表、残土処理、その他必要と思われる図書等。

③その他

工事費内訳書、積算数量調書、打ち合わせ議事録、要求水準確認表、図面データ、製本図面（竣工図、施工図）。

(5) 申請業務等

- 選定事業者は、対象施設の計画通知ほか各種申請業務を行い、申請手続きに関する関係機

関との協議内容を県に報告するとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを県に提出すること。

- 建築基準法に基づく許可の手続きについては、栃木県建築審査会の同意を要するため、県と協働して許可申請を行うこと。なお、許可申請に当たっては、事前協議等の期間も考慮し、余裕をもって進めること。
- 申請業務においては、申請にともなう各関係諸官庁との協議、お知らせ看板の設置、近隣説明等を行うこと。
- 建設工事に伴う各種申請図書の作成及び提出、申請図書作成に伴う各関係諸官庁との協議、調整等を行うこと。
- 申請等に用いた資料及び関係諸官庁より受領した資料は、とりまとめて県に提出すること。なお、提出時の体裁、部数等は、別途県の指示するところによる。

(6) その他協議の実施・協力等

- 選定事業者は、対象施設の設計内容等に関して、独立行政法人水資源機構やその他関係機関との協議に協力すること。

IV 建設業務の要求水準

選定事業者は、設計業務において提案した本施設の整備について、建設工事を行う。

1 基本事項

- 関連法令等を遵守すること。
- 近隣及び工事関係者の安全確保と騒音、振動、臭気等の環境確保に十分配慮すること。
- 近隣住民との調整や関係各機関との調整を十分行い、工事の円滑な進行や常駐警備員を配置するなど安全を確保すること。
- 工事や工程の工夫等により、工期の順守と短縮を図ること。
- 対象施設の建設は、令和7年1月末までに竣工検査を済ませ、県に報告を行うこと。

2 建設業務の要求水準

(1) 着工前業務

- 選定事業者は設計図書及び施工計画書に従って施設の建設工事を行うこと。
- 着工に先立ち、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、以下の書類を添付の上、県に報告し、確認を受けること。
 - 施工計画書
 - 工事実施体制
 - 施工体制台帳
 - 工事着手届
 - 現場代理人、監理技術者、主任技術者等の通知書（経歴書を添付）
 - 仮設計画書
 - 工事記録写真撮影計画書
 - 主要資機材一覧表
 - 施工体系図
 - その他県が求める書類
- 工事の記録簿の作成を行い、常に工事現場に整備する。選定事業者自らが実施する竣工検査の後、竣工図等と共に整理し、県に提出すること。
- 各種届出、申請、許認可等の書類の写し等を県に提出すること。
- 周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じること。
- 選定事業者は、本施設の建設の着実な履行に向け、適宜、建設工事保険等に参加すること。

(2) 建設期間中業務

- 法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等に従う適切な建設工事を実施

すること。

- 選定事業者は、定期的に施工管理状況の報告を行う。報告は、毎月の月報にとりまとめること。
- 選定事業者は、県に対し、中間確認に必要な資料を提出すること。
- 建設期間中及び建設業務完了後に事業者が行う検査又は試験について、事前に県に実施日等を通知すること。なお県は当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
- 県は、建設期間中に行われる工程会議に立ち会うことができると共に、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
- 県が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力すること。
- 建設期間中は以下の書類を県に提出し、確認を得ること。
 - ・ 機材等承諾願
 - ・ 残土処分計画書、報告書
 - ・ 産業廃棄物処分計画書、報告書（マニフェスト含む）
 - ・ 生コンクリート配合計画書
 - ・ 各種試験成績書
 - ・ 各種出荷証明書
 - ・ 工事監理報告書
 - ・ その他県が求める書類

(3) 建設工事完成後

- 選定事業者は、本施設の建設工事完了後速やかに、事業者自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、及び要求水準等に示された内容が満たされていることを確認する竣工検査を実施するものとし、事前にその内容を県に書面にて通知すること。
- 本施設の整備に必要な試運転等を実施すること。
- 選定事業者は、竣工検査の結果を、建築基準法第7条に規定する検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて県に報告すること。
- 選定事業者は、竣工検査の実施及び県への報告後、什器備品等の設置を行い、竣工図書と合わせて県による竣工確認検査を受けること。
- 県は選定事業者から竣工確認検査の申し入れを受けた後、竣工確認検査を実施し検査合格を確認した後、選定事業者より本施設の鍵の引渡しを受け、選定事業者に建設業務完了の確認を通知する。
- 竣工図書は原則以下とし、詳細については県と協議の上、整理すること。竣工図書の提出時の体裁、部数等は、別途県の指示するところによる。提出図書は電子データも提出すること。（CAD データについては、SFC 形式とすること。）
 - <竣工図書リスト>
 - ・ 工事完成届

- ・ 施工図（全ての工種）
- ・ 竣工図（建築・外構、構造、広場、公園）
- ・ 各種試験成績書
- ・ 什器備品リスト及びカタログ
- ・ 竣工検査調書（選定事業者が実施したもの、検査済証その他の検査結果等含む）
- ・ 各種取扱説明書、保証書等
- ・ 建築物等の利用に関する説明書（「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づき作成）
- ・ 工事写真
- ・ 要求水準確認表
- ・ その他必要な届出等資料

(4) 什器備品の調達・設置業務

選定事業者は、本施設の供用開始までの期間について、下記に示す必要な準備業務等を行うこと。

- ・ 選定事業者は、本施設の竣工検査実施後、本施設の什器備品を搬入設置する。
- ・ 什器備品の調達については、実施設計時からの変更の有無に関わらず、製品仕様を県に確認すること。
- ・ 什器備品の搬入設置は、本施設の破損等を生じないように、適切に養生等の対策を行い実施すること。

V 工事監理業務の要求水準

選定事業者は、本施設の建設に関し、以下の工事監理業務を行う。

- 工事監理者は、自らの責任により実施設計図書を監理すること。
- 工事監理者は、要求水準及び提案内容の設計意図を十分把握し監理すること。
- 工事監理者は、建設工事着手前に工事監理概要書（各種打ち合わせ・検査日程等、工事管理体制、工事監理業務着手届を明記した工程表を含む）を県に提出し、承認を得ること。
- 工事監理者は、県があらかじめ定めた時期において、工事の進捗状況等を報告するほか、県から要請があった場合には適時報告、説明等を行うこと。
- 工事監理者は建築基準法第7条による建築物に関する完了検査の申請とこれに伴う作業等を行うこと。
- 選定事業者は、県が実施する対象施設の竣工確認検査の2週間前までに、工事監理報告書及び要求水準確認表を県に提出すること。なお、提出時の体裁、部数等は、別途県の指示するところによる。
- 要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、設計業務着手時から、施工段階の経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。

VI 配置予定技術者

選定事業者は、設計業務、建設業務、工事監理業務の実施に当たり、以下の技術者を配置すること。

業務	配置予定技術者の要件
設計 業務	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある管理技術者及び照査技術者を専属で1人ずつ配置すること。 • 管理技術者、照査技術者及び主任技術者の兼務は認めない。 • 管理技術者、照査技術者及び主任技術者は、設計業務完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得ること。 <p>【建築施設設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 建築、構造、電気設備、機械設備の各主任技術者を1名配置すること。 • 各主任技術者は一級建築士とするが、電気設備、機械設備の主任技術者は建築設備士も可とする。 • 管理技術者は、平成24年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、延床面積500㎡以上の公共施設の設計業務を元請として履行した実績を有すること。 <p>【基盤施設設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 管理技術者、照査技術者及び主任技術者を1名ずつ配置すること。また、管理技術者は下記のいずれかの有する者を配置すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 技術士（総合技術監理部門：建設） ② 技術士（建設部門：道路） ③ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート） • 管理技術者は、平成24年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、都市計画法に基づく開発行為の許可を伴う造成設計業務を元請として履行した実績を有すること。 <p>【アクティビティ施設設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 管理技術者は、吊り橋の設計業務を履行した実績を有すること。

<p>建設 業務</p>	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人（建設業法第 19 条の 2）を配置すること。 建設業法第 26 条第 1 項に定める監理技術者又は主任技術者を配置すること。また、必要に応じて、建設業法第 26 条第 3 項に定める監理技術者補佐及び同法 26 条の 2 に定める専門技術者を配置すること。 監理技術者又は主任技術者は、建設工事完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得ること。 <p>【建築施設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理技術者又は主任技術者は、平成 24 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、延床面積 500 ㎡以上の公共施設の建設一式工事（新築に限る。）を元請として施工した実績を有すること。 <p>【基盤施設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理技術者又は主任技術者は、平成 24 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、都市計画法に基づく開発行為の許可を伴う造成工事を元請として施工した実績を有すること。 <p>【アクティビティ施設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理技術者又は主任技術者は、吊り橋の建設工事を施工した実績を有すること。
<p>工事 監理 業務</p>	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある工事監理者を配置すること。 建設企業と設計企業が同一の場合は、工事監理者は、別途の設計企業に所属する者を配置すること。 工事監理者は、建設工事完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得ること。 <p>【建築施設工事監理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事監理者は一級建築士とすること。 工事監理者は、平成 24 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、延床面積 500 ㎡以上の公共施設の工事監理又は設計業務を元請けとして履行した実績を有すること。 <p>【基盤施設工事監理】</p>

- 工事監理者は下記のいずれかの有する者を配置すること。
 - ① 技術士（総合技術監理部門：建設）
 - ② 技術士（建設部門：道路）
 - ③ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- 都市計画法に基づく開発行為の許可を伴う造成設計業務を元請として履行した実績を有すること。

【アクティビティ施設工事監理】

- 工事監理者は、吊り橋の工事監理または設計業務を履行した実績を有すること。